

青少年インターネット環境整備基本計画（第6次） について

青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関する
ワーキンググループ 事務局

<ロードマップ概要：令和5年6月策定>

検討会における議論の全体枠組み（フレームワーク）

目指すべきゴール像

- ① デジタル社会で様々なリスクに対処して安全を確保しつつ、自身の目的に応じて、適切に情報やICTを理解・活用し、課題を発見・解決できること。
- ② デジタル社会の構成員として、他者への影響に配慮し、健全な情報空間確保のための責任ある行動を取ることができること。（情報の批判的受容、責任ある情報発信、プライバシー・著作権への配慮等）
- ③ ICTやオンラインサービス、社会的規範の変化に的確に捉え、①②ができること。

リテラシーの全体像と指標の作成

- ゴール像実現のために必要な能力や到達すべき習熟度レベルの整理
- 測定方法としてのリテラシー指標の作成

世代共通課題

- 共通課題の深掘り
- 教材開発
- 届け方の整理（プラットフォーム事業者との連携方策など）

AIの活用におけるリテラシーの整理

- AIの特徴及び課題の整理、重点的に取り組むべき能力の検討
- AI向けの教材開発

青少年層

保護者層

高齢者層

対象層の特徴分析

対象層の特徴を踏まえた対策

- 教材開発
- 届け方の整理

対象層の特徴を踏まえた対策

- 教材開発
- 届け方の整理

対象層の特徴を踏まえた対策

- 教材開発
- 届け方の整理

教える人材の育成/関係者の取組の連携・協働推進

- 候補者の整理
- 教える人向けの教材のあり方
- 関係者の取組のマッピング
- 関係者の連携方策検討

短期的に
取り組む
事項

中長期的に
取り組む
事項

継続的に取り組む事項

青少年層

青少年のインターネット
利用環境の整備の推進

保護者層

青少年のインターネット
利用環境の整備の推進

「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」等を踏まえ、フィルタリング・ペアレンタルコントロール等の青少年のインターネット上のサービス利用を前提とした環境整備を引き続き推進

- ◆ 青少年インターネット環境整備法に基づき、基本計画を策定。策定後3年を目途に見直し。

青少年インターネット環境整備法（H21年4月1日施行/H30年2月1日改正法施行）

<基本理念>

- ① 青少年の適切なインターネット活用能力習得
- ② 青少年の有害情報の閲覧機会の最小化
- ③ 民間主導（国等は支援）

- ◆ インターネット利用を巡る諸情勢の変化を踏まえ、現行の基本計画(第5次)を見直し、基本計画(第6次)を策定。

<基本計画（第6次）のポイント>

背景：インターネット利用の低年齢化、生成AIの普及、偽・誤情報の流通や拡散 など

- ① **利用制限から利活用前提へ**（青少年が自立的・主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進）
- ② **低年齢層のこどもの保護者への働きかけ強化**（技術的手段による青少年保護の推進）
- ③ **ペアレンタルコントロールの重要性**（教育的手段による青少年保護の推進）

- ◆ こども政策推進会議（全閣僚会議）（9月9日（月））にて決定。

第5次基本計画

〔令和3年6月7日 子ども・若者育成支援推進本部決定〕

- ① 法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進
- ② 青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進
- ③ ペアレンタルコントロールによる対応の推進

第6次基本計画の概要

(注) 下線は第5次基本計画からの主な改正(追記)内容
黄色網掛け部分は、主な総務省関連箇所(他省庁に関連するものを含む)

1 青少年が自立的・主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進

- 「インターネットは危険だから、こどもには使わせない」から、ICTリテラシーと情報モラルをより向上させ、「賢く正しく使う」(利活用)という方向へ
 - ・インターネット・リテラシーの向上の推進(生成AIや偽・誤情報への対応を含めた学習コンテンツの開発等)
 - ・情報「発信」を契機とするトラブル等に対する取組等の推進(トラブル事例及びその対応策をまとめた事例集の作成や啓発講座の実施等により、青少年によるインターネット利活用を促進)

2 技術的手段による青少年保護の推進

- 低年齢層のこどもの保護者への働きかけ強化
 - ・親子でのスマホ共用を想定し、フィルタリングを手軽にON/OFFできるアプリやサービスの利用等の周知啓発
- 容易な設定が可能なフィルタリングの「カスタマイズ機能」や、「ペアレンタルコントロール機能」の普及推進
- フィルタリング利用率の向上に向けた青少年インターネット環境整備法上の義務の徹底
 - ・フィルタリングサービス説明義務、フィルタリング有効化措置義務等の実施徹底

3 教育的手段による青少年保護の推進

- 家庭における「親子のルールづくり」等により、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理(非技術的手段によるペアレンタルコントロール)
 - ・インターネット利用の低年齢化や利用時間の長時間化を踏まえ、保護者等に対する周知啓発を促進
- 青少年及び保護者に対して、インターネットを安全に利用するための教育・啓発を推進

4 その他(相談・支援体制の継続的な整備推進等)

- トラブルの予防法や相談窓口等について関係団体・事業者と連携した普及促進
- SNS上のこどもの性被害の恐れのある書き込み等についての注意喚起・警告活動の推進

【参考】総務省の主な取組

課題認識

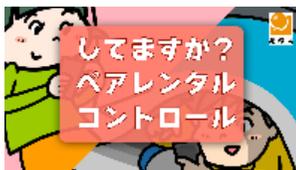
- 青少年から高齢者まで幅広い世代がインターネットやSNSを日常的に利用し、様々な情報を収集、閲覧及び発信
- 他方、インターネット利用の低年齢化や利用時間の長時間化が課題
- 生成AIによる偽・誤情報の巧妙化が社会問題となっており、デジタル空間における情報流通の健全性確保が急務

幅広い世代のリテラシー向上に向けた主な取組

青少年等に対する具体的な取組

ペアレンタルコントロールによる対応の推進

保護者が青少年の成長や利用状況に即して、子どものインターネット利用を適切に管理する「**ペアレンタルコントロール**」の普及啓発を推進。



フィルタリングの利用促進

フィルタリングの継続的な利用を促す取組の**フォローアップ**を実施。

新たな課題や技術の登場を踏まえた取組

ネット上の偽・誤情報

SNS等を通じた**注意喚起**、**啓発教育教材**や**講師用ガイドライン**の**周知・啓発**等を実施。



インターネットトラブル事例集

インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた事例集を作成。
2009年度より**技術の進展等に併せて毎年更新**し、普及啓発に活用。

<掲載事例>

- ・コミュニケーショントラブル
- ・不適切投稿
- ・ペアレンタルコントロール
- ・偽・誤情報
- ・生成AI



青少年のリテラシー指標 (ILAS) 等に係る調査

生成AI活用リテラシーの向上

国民が**生成AIを自身で利活用できるリテラシーを身に付けること**を目的として、**啓発教材**を開発・公表し、周知を実施。



e-ネットキャラバン

子どものインターネットの安心・安全な利用について、**学校等での無料の「啓発講座」**を全国で開催。
(2023年度実績：2,166件、約39万人)

<講座内容>

- ・ネット依存
- ・ネット詐欺
- ・ネットいじめ等



高校生ICTカンファレンス

リテラシー向上のコンテンツ提供・紹介サイト

主要なPF事業者等の関係者と協力し、ICTリテラシー向上に向けた**官民の取組を一覧化し集約**したWebページを作成。

<掲載内容>

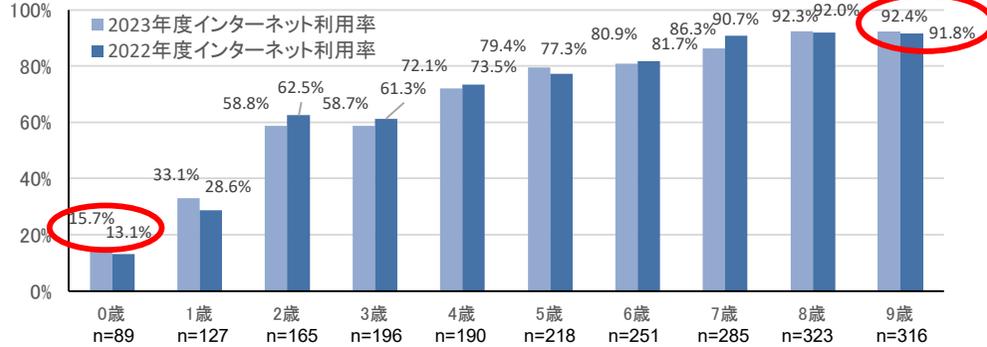
- ・事業者等が提供する約50のコンテンツ紹介
- ・「アテンションエコノミー」等のキーワード解説、対応力チェック、教材コンテンツ等

SNS等における誹謗中傷対策特設サイト

【参考】青少年のインターネット利用環境の現状

【低年齢層におけるインターネット利用率】

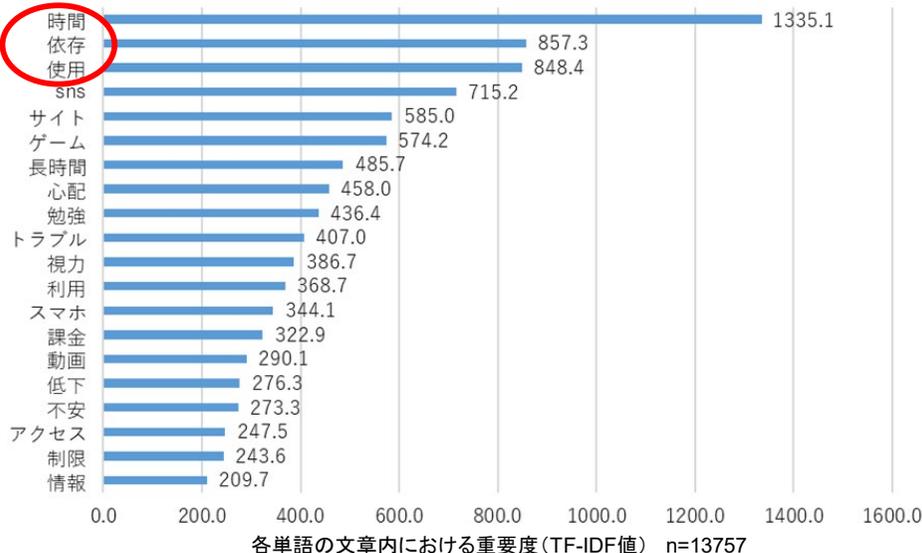
○ 低年齢層におけるインターネット利用率は、0歳においても15.7%であり、9歳においては92.4%である。



出典：こども家庭庁「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」のデータに基づき、総務省作成

【保護者の青少年のインターネット利用に関する課題や不安】

○ 保護者が最も課題や不安を感じているものは、「長時間の利用」、次いでスマホ、SNSやゲームへの「依存」、3番目に「使用」となっている。

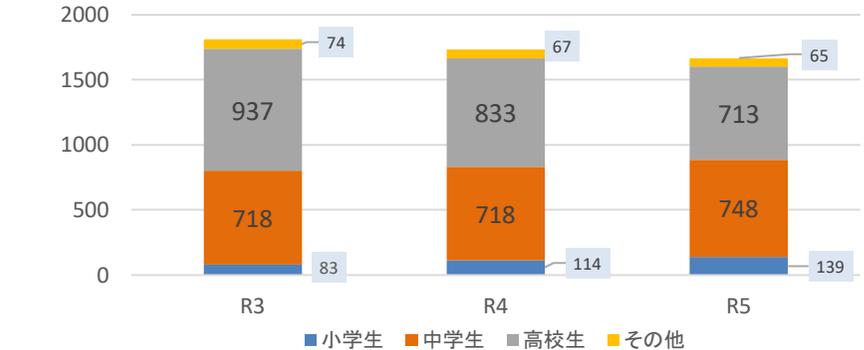


出典：総務省「我が国における青少年のインターネット利用に係るペアレンタルコントロールに関する調査報告書」

【SNSに起因する事犯による被害児童・生徒数の推移】

○ SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯による被害児童・生徒は減少傾向であるが、いまだ高水準である。

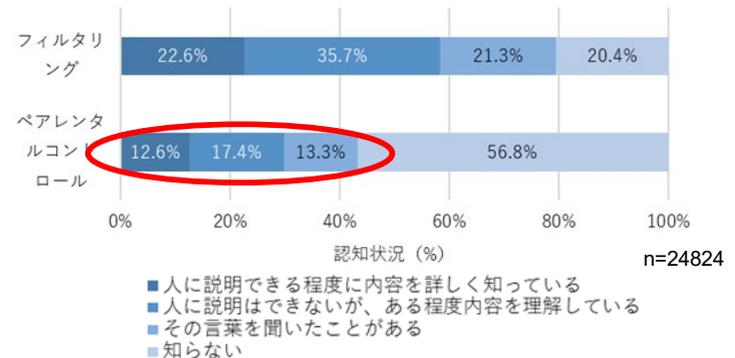
※児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪が対象



出典：警察庁「令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況」のデータに基づき、総務省作成

【ペアレンタルコントロール及びフィルタリングの言葉の認知度】

○ ペアレンタルコントロールを理解している保護者は3割ほどしかおらず、「ペアレンタルコントロール」という言葉を聞いたことない保護者が過半数である。



出典：総務省「我が国における青少年のインターネット利用に係るペアレンタルコントロールに関する調査報告書」

定義（令和5年12月22日こども大綱より引用）

ペアレンタルコントロールとは・・・

保護者がこどものライフサイクルを見通して、その**発達**の程度に応じて**インターネット利用を適切に管理すること**。

こどもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、**技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）**と、**非技術的手段（家庭内のルールづくり等）**とに分かれる。

ペアレンタルコントロール

技術的手段

（例）

- ・webフィルタリング
- ・アプリの起動制限
- ・スマホの利用時間の制限
- ・アプリの利用時間の制限
- ・チャイルドロック
- ・アプリのインストール制限
- ・アプリ内課金制限
- ・近視防止機能

非技術的手段（家庭内ルール）

（例）

- ・食事中や歩行中は使わない
- ・〇時まで使う
- ・年齢に応じたアプリの利用
- ・個人情報には投稿しない
- ・目と端末の距離を適切に保つ
- ・トラブルに遭ったらすぐに周囲に相談する

保護者に対する取組

- ペアレンタルコントロールの必要性を理解した上で、実践につなげるために、どのような情報を提供することが効果的か。

青少年に対する取組

- リテラシー向上に向けて、青少年が主体的に学ぶ場の設定や、インセンティブを高める方策について、どのようなことが効果的か。